

令和元年8月16日

第26回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第26回総会議事録

1. 日 時 令和元年8月16日(金) 午後15時00分
2. 会 場 ふくしまテルサ 3階「あづま」
3. 出席委員 23名
4. 出席の委員
1番 小山 正雄 2番 佐藤 秀雄 3番 柴山 栄重
4番 片平 隆 5番 加藤 良子 6番 宍戸 忠一
7番 渡邊 敏明 8番 加藤 功 9番 油井 妙子
10番 渡邊 俊春 11番 大宮 篤司 12番 菅野 善晴
13番 佐藤ミツエ 14番 渡邊 賢一 15番 尾形 寅昭
16番 古関 恵子 17番 関 健一 18番 安田 善喜
19番 渡邊 友一 20番 黒澤喜久夫 21番 齋藤 貴裕
22番 宍戸 薫 23番 鈴木 顯典 24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員 なし
6. 事務局の出席者
事務局 長 高橋 善則
次長兼庶務係長 野田 昌宏 主 査 菊田 いづみ
農地係長 阿部 裕一 主 査 吾妻 訓圭

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 現況確認証明願出について
- 第5号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第6号 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る農地の判断について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 民事執行法による売却に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について

事務局長
会 長
事務局長
議 長
農地係長
議 長

ご案内の時間となりましたので、宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。
（ 会長から開催に先立ちあいさつ ）

それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議 長
それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長
欠席者はありません。

議 長
事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、24名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第23期 第26回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。4番：片平 隆委員、16番：古関 恵子委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の吾妻主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。会期は、本日17時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長
ご異議ございませんので、会期は本日17時30分までと決定いたします。

農地係長
議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

議 長
【議案第1号から報告までを上程する。（136件）】

農地係長
合計136件、令和元年8月16日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫、以上です。

議 長
議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長
2ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転20件、賃借権設定1件、使用貸借権設定2件の計23件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

議 長
区域番号1番、整理番号1番から4番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1 番
議長1番（発言を求める。）

議 長
1番（発言を許可する。）

1 番
1番につきましては、当該農地は文知摺観音の近くに位置しておりまして、譲渡人は沖縄県に居住しております。このようなことから、面積は小さく、向こうから出てきて耕作するというのは非常に困難です。接続地を耕作する譲受人は公務員ですが、退職が近く営農の意欲もありますので、今回、贈与するというものにございます。

2番につきましては、譲渡人は、高齢にも関わらず今まで農業を頑張ってきておりますが、体力の衰えから、息子の妻である譲受人に経営を委譲するものです。なお息子さんは、既に亡くなられております。

3番の譲渡人は、夫婦とも現在体調不良で、譲受人に賃貸するもので、譲受人は研修期間を終えて、新規に営農し、ハウスできゅうり栽培を中心に行う予定であります。面積は700㎡でございますけれども、実は4ページの整理番号12の土地と合わせて耕作する予定でありまして、新規就農の条件を満たします。

4番、譲受人の農地が譲受人の自宅近くにあるということから、取得して、銀杏栽培をするものです。この近隣は銀杏栽培が大変盛んな地域であります。

以上4件につきまして、区域協議会ではいずれも許可相当と判断いたしました。審査の程よろしくお願いたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号5番から、3ページ8番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4 番 議長4番（発言を求める。）

議 長 4番（発言を許可する。）

4 番 整理番号5番についてですけれども、譲渡人がこの土地を耕作しないということで、隣で耕作している譲受人が経営規模の拡大ということで、耕作する案件であります。

整理番号6番と7番、これは、譲受人が2件とも同じでありまして、6番については、お父さんの代から長年、作業委託を受けていた土地を正式に契約するというので、売買契約を結ぶ案件であります。これも経営規模の拡大であります。

整理番号7番は、譲渡人が東京にいる息子さんのところに行くということで、譲受人に耕作してもらいたいという案件でありまして、これも経営規模の拡大という案件です。

整理番号8番の譲渡人、これも7番と同じように、譲受人、浪江町の方でありますけれども、この方は申請地近くに家を持っておりまして、外にも3ヶ所、耕作しているということでありまして、経営規模の拡大ということで、問題がないと区域協議会では判断しております。

審議の程よろしくお願いたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号9番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10 番 議長10番（発言を求める。）

議 長 10番（発言を許可する。）

10 番 整理番号9番の案件でございますが、譲受人は高齢であります、計画としては花木を栽培して、規模の拡大を図るという案件でございます。区域協議会の中では特に問題ないということでございますので、ご審議の程よろしくお願いたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 20番
農地係長

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
議案書4ページ、区域番号5番、整理番号11番から5ページ17番までの7件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議 長 17番

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長17番（発言を求める。）

議 長 17番

17番（発言を許可する。）

17番

まず11番ですが、譲受人の自宅が川俣町の町道拡張にかかりまして、松川に自宅を求めることになりました。併せまして、その近くの畑も求めまして、耕作をするということであり
ます。
12番の譲渡人は、譲受人の祖父にあたります。3番の関連で新規就農ということで、こちらの農地では、大豆栽培をするということでもあります。
13番、14番であります、譲受人は娘です。弟もおりますが、娘である譲受人が跡を継ぐということで、今回、生前一括贈与をするものであります。
続いて15番と17番ですが、譲渡人は夫婦でありまして、譲受人は、その孫になります。昨年、譲受人の父が亡くなりまして、今年度より譲受人が、仕事を辞めまして、農業に従事しております。このような状況によりまして、今回、生前一括贈与をするものであります。
16番につきましては、譲渡人が、耕作できなくなりましたので、近くで耕作にも便利であるということで、譲受人が土地を購入いたしまして、野菜を栽培するということでございます。区域協議会においては問題ないと判断したところでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 20番
農地係長

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
区域番号6番、整理番号18番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議 長 20番

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長20番（発言を求める。）

議 長 20番

20番（発言を許可する。）

20番

整理番号18番ですが、区域協議会では、譲受人が高齢であることと、10aあたりの価格について議論しましたが、譲受人の息子さんが間もなく定年を迎え、就農する計画があるということ、それから、譲受人宅の南側の、本当に開けた良い土地であること、それから、価格につきましては譲受人は西道路関係でそれなりの余裕があるということで、是非とも売っていただきたいという方向でこの値段になったということで、3条調査書に基づき、区域協議会では承認いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

議 長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 20番
農地係長

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
区域番号7番、整理番号19番から6ページ、25番までの6件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議 長

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23 番 議長23番（発言を求める。）

議長 23番（発言を許可する。）

23 番 19番ですが、譲渡人と譲受人は親戚関係にあたるんですが、前の代で譲渡人が相続しましたが、管理できないということで、今回、贈与という形で、新規営農の開始でございます。20番については、譲受人の自宅倉庫の近くに、この畑があるということで、今回、取得して、耕作したいということです。

21、22、23、25については、譲受人の農地所有適格法人は、いろいろなところに田んぼとか畑を持って、きちんと耕作している法人ですが、今回、ここを取得してぶどうを作る予定です。

全ての件で、区域協議会では許可相当と判断しました。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から25番までの23件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 7ページをご覧ください。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域及びその他の区域の自己転用で、一時転用2件の許可申請で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号5番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17 番 議長17番（発言を求める。）

議長 17番（発言を許可する。）

17 番 整理番号1番であります。この土地は桑畑でありましたが、近くの山に携帯のアンテナが建つということになりまして、工事の残土を利用して、この土地に盛土をして、畑として復元したいということであります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

1 番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1 番 桑畑の地番で1,742㎡あるんですね。そのうち、なぜ、429㎡だけが土地改良なんでしょう。理由はありますか。

農地係長 議長（発言を求める。）

議長 事務局（発言を許可する。）

農地係長 事務局から、補足説明させていただきます。この場所は、県立医大の南側の土地でして、

全体は1,742㎡なんですが、ほぼ荒廃している農地でありまして、その隣に、先程説明のありました携帯のアンテナを建てるということで、その表土を農地に持って来て、傾斜がなくて良好なところにだけ客土をして、耕作できる状態にすると、いう申請でございまして、ここに含まれない土地については、荒廃の度合いがひどいので、今現在は耕作できない状態なんですが、この429㎡は、耕作するという意思でしたので、こちらの方で受付して、審査をお願いしたいということで議案として出した訳ですので、よろしくをお願いしたいと思います。

議 長

1番、よろしいですか。

1 番

はい。

議 長

そのほか、ご意見ご質問、ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長

区域番号7番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

23 番

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議 長

議長23番（発言を求める。）

23 番

23番（発言を許可する。）

整理番号2番について、申請者は数年前に、数名の方からこの農地を取得したんですが、傾斜地、あと、段々畑、ということで、作業効率が悪いということで、3月末までに、盛土をして、4月にぶどうの苗を植えたいということの申請でございまして。区域協議会では問題ないと判断しましたので、よろしくお願いたします。

議 長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長

それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長

異議なしと認め、議案第2号、農地法第4第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長

8ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転5件、賃借権設定3件の計8件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議 長

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1 番

議長1番（発言を求める。）

議 長

1番（発言を許可する。）

1 番

整理番号1番の譲受人は、現在の道路から自分の自宅への進入が大変しづらい地形状況にあ

ります。一方で、道路とこの方の宅地との間に小農地を持つ譲渡人は、面積が小さいということもありますし、入りづらいという状況にもありまして、管理がしにくいということで、両者が、譲渡で一致したものでございます。

2番であります。譲受人の事業所は、現在、主に電話会社と電気会社の工事を請け負っております。しかし、事務所が大波区域の幹線道路からかなり離れたところにありまして、特に冬場の工事要請に対して難儀を来していると、いうことから、幹線道路に近い所に事務所や資材置場の用地を確保するものです。これによりまして、周辺地域に及ぼす影響はないと、考えられる場所でございます。

このようなことで、1、2番とも、区域協議会では問題なく許可相当と判断いたしました。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4 番 議長4番（発言を求める。）

議 長 4番（発言を許可する。）

4 番 整理番号3番の案件について、この土地は建売住宅敷地でありまして、農地は第3種農地、開発行為が該当条項34-11地区で、また、周辺農地にも影響がないということで、区域協議会では問題はないと判断しております。審議の方、よろしく申し上げます。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号4番及び5番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13 番 議長13番（発言を求める。）

議 長 13番（発言を許可する。）

13 番 4番の案件ですけれども、現在も除染資材の一時置場で利用していた場所ですので、問題ないと判断いたしました。

続きまして5番、8月の7日に、地区担当の農業委員、推進委員と事務局職員が現地を見て参りました。土地の持ち主の方と、太陽光発電会社側の代表の方々が立ち会いました。この場所は、この先、農業を再開できる見込みがないと判断いたしました。これもやむを得ない選択ではないかと、区域協議会では判断いたしました。よろしく審議の程、お願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

1 番 議長1番（発言を求める。）

議 長 1番（発言を許可する。）

1 番 農振除外がされている土地なんですか。

農地係長	議長（発言を求める。）
議 長	事務局（発言を許可する。）
農地係長	この場所はもともと、入っていない場所でした。
1 番	農振白地だったということですか。
農地係長	はい。
議 長	今話題の太陽光発電施設設置なんですけれども、1万㎡を超えた面積については私も今度、現地調査をすることになっておりますけれども、これは、地元住民への説明などはあったんでしょうか。
農地係長	議長（発言を求める。）
議 長	事務局（発言を許可する。）
農地係長	事業者の方の立ち会いのもとで、現地説明を行い、委員さんと市で行って話を聞いて来ましたところ、まだ説明は行っていなかったんですが、市で、地元の方々には説明をしてくださいと譲渡人にお話をしたところ、隣の、地目が山林になっているんですけれども、そこでも太陽光発電をやっている場所がありまして、そこを開発するときも地元説明会は行いましたので、今回の事業についても、地元への説明は行いますと、いうことで確認いたしました。
農地係長	了解しました。そのほか、みなさんからございませんか。
議 長	議長1番（発言を求める。）
1 番	議長1番（発言を許可する。）
議 長	1番（発言を許可する。）
1 番	一haを超えますよね。その上、農振白地だったんですよね。だとすると、まず1つは、森林法で、この土地が規制されていることがないかどうか。2点目、開発行為側の意見は、現在、どうなっているのか。この2点をお聞きしたい。
農地係長	議長（発言を求める。）
議 長	事務局（発言を許可する。）
農地係長	森林法については、森林に隣接して1ha以上ということですが、こちらの場所は農地です。許可申請にあっては当然、関係法令についてはクリアしている状態で受付しておりますので、1については、今回は該当いたしません。
	もう1点、開発行為なんですけど、太陽光発電設備全般に渡ってですが、その支柱については工作物にあたらぬということでしたので、通常、千㎡を超える場合には開発行為になるんですが、太陽光発電設備の支柱の場合は、開発行為には該当しないということで、開発所管課の見解ではそのようになっています。
議 長	よろしいですか。
1 番	わかりました。
議 長	そのほか、ございませんか。
8 番	議長8番（発言を求める。）
議 長	8番（発言を許可する。）
8 番	この案件は、ソーラーシェアリングでしょうか。
農地係長	議長（発言を求める。）
議 長	事務局（発言を許可する。）
農地係長	こちらの経過をご説明させていただきます。もともとこちらの土地に、所有者が、はじめはソーラーシェアリングという計画で相談に参りまして、営農計画などを確認して、やはり、

この場所で農業をするのは厳しいということもございまして、今回は太陽光発電事業に地目変更をして行く、という申請でございます。

議 長 8番、よろしいですか。

8 番 地目変更ということですか。

農地係長 はい。

8 番 でもこれは、農地に太陽光発電施設を造るという案件ではないですか。

農地係長 こちらは15,000㎡が全て地目変更ということになっています。

8 番 ソーラーシェアリングではないということですね。わかりました。

議 長 よろしいですか。そのほかございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 議案書9ページ、区域番号5番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17 番 議長17番（発言を求める。）

議 長 17番（発言を許可する。）

17 番 整理番号6番であります。議案第1号のNo.11にも、譲受人、出てまいりましたが、今回購入する宅地のわきの土地にあたります。譲渡人が、この土地に倉庫を建てていたということで、今回の移転を機に、正常な形にするものであります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご協議の程、よろしく願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号7番及び8番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23 番 議長23番（発言を求める。）

議 長 23番（発言を許可する。）

23 番 整理番号7番については、以前も除染の資材置場として一時転用していたんですが、今回、こちらの譲受人の事業者が、同じく、除染の資材置場として使用するということなので、問題ないと思います。

8番については、携帯事業者が、山形線のトンネル内の携帯電話の電波の通りを良くするための携帯基地局建設のための工事中敷地の一時転用であります。区域協議会では問題ないと判断しましたので、よろしく願いしたいと思います。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 異議なしと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分につ

いて、整理番号1番から8番までの8件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書10ページをご覧ください。議案第4号、現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。

区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1 番 議長1番（発言を求める。）

議 長 1番（発言を許可する。）

1 番 整理番号1番についてであります。この当該の土地は、平成10年の、国道114号線のトンネル整備の際に、道路両側を切土しております。そのことによりまして、出入りできない20㎡だけの非常に狭い面積が残されました。現状は、桜の木などが2～3本生えておりまして、これが巨木化して、今日に至っております。現地は、小さい山状の土地でありまして、これは平成10年当時から、農地として利用できるような土地ではなかったと、農地として利用することは不可能な状態になったということを確認して参りました。区域協議会では、問題なく現況のとおりであると、いうふうに判断いたしました。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1 7 番 議長17番（発言を求める。）

議 長 17番（発言を許可する。）

1 7 番 整理番号2の土地につきまして、令和元年7月23日に、事務局と農業委員と同行いたしまして、現状を確認いたしまして、現状、山林であるということでもありますので、非農地と区域協議会で判断したところですので。ご協議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 異議なしと認め、議案第4号、現況確認証明願出について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

農地係長 11ページをご覧ください。議案第5号、福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より

意見を求められた案件です。

J Aふくしま未来、農地利用集積円滑化団体への貸付分1件、1,120㎡で、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。議案書12ページ、区域番号4番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求め。）

議 長 13番（発言を許可する。）

13番 整理番号1番について、利用権を設定する者は高齢になっておりまして、畑続きの、利用権の設定を受ける者にこの土地を任せたいということでこの形になりました。よろしくお願ひいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議 長 「異議なし」の声

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議 長 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、議案第5号、福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議長、議案第6号は再生可能エネルギー法に関連する議案となっており、補足説明を求められた場合に対応いただくため、福島市環境課長に出席を要請しておりますので、出席させてよろしいでしょうか。

議 長 只今、事務局から説明がありました、関係者の出席について、農業委員会に関する法律第35条により、出席を認めます。

福島市環境課長が入室しますので、議事を一時中断します。

環境課長 入室、着席する。

議 長 議事を再開します。議案第6号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書13ページ、議案第6号、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る農地の判断についての案件は、農地に該当するか否かの判断を所有者より求められた案件です。

今回の議案は、松川町水原に計画されております、松川太陽光発電事業に関連する申請であります。土地所有者からの依頼に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、いずれも農地としての復元は困難であり、また、復元しても周囲の状況から農地としての継続的な利用は見込めないものと考えます。

区域番号5番、整理番号1番から65番までの65件、詳細は「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長17番（発言を求め。）

議 長 17番（発言を許可する。）

17番 議案第6号について補足説明します。

現地調査については、去る7月11日、事業者の案内により松川区域委員6名及び事務局職

員3名が出席し、2班体制で行いました。

内容は議案書に記載のとおり、農地65筆、約127.2haについて現地確認を行いました。

その後、現地写真及び図面を整理した資料を元に8月14日の区域協議会で結果を検討しました。

この場所は昭和45年頃から松川開パ事業地として造成されたものの、厳しい気候条件、鳥獣被害により計画通り営農が継続できず荒廃が進んできた場所であり、利活用策について長い年月をかけ議論がされてきた場所です。

平成29年頃から、事業者から大規模太陽光事業の計画があり、事業計画地全体で219haという規模の農地を一括して転用可能な、農山漁村再生可能エネルギー法を活用して進めるので、住民と合意形成を図りながら進んでいくものと思っておりました。

その後事業者側から、様々な原因で計画の進捗が遅れており、その遅れを挽回するために、農業委員会へ非農地と判断できる場所から地目変更などの事務作業を進めさせてほしいとの要望がなされたところです。

松川区域協議会としては、地域住民への説明と理解が必要であると事業者側へ申し入れを行ったところです。

事業者側からは7月4日に住民へ説明を行い、大雨等による河川下流域への影響についてはきちんと調査を行い、その結果を農山漁村再生可能エネルギー法に基づく協議会において計画の安全対策は議論すると報告を受けております。

非農地判断を行ったあとの、事業計画全体として見た場合の安全対策が適切かどうかの判断は協議会で専門家が入って議論できる状況になっております。

農業委員会としては、既に山林化しており農地としての復元が困難である場所、及び復元しても周囲の状況から農地としての継続的な利用が見込めないかを区域協議会で議論した結果、記載のとおり、すべて非農地との判断でやむを得ないと決定しました。

皆様のご審議をお願いします。

議長
農地係長

事務局からは補足説明ありますか。

只今、補足で資料を配布させていただきました。場所について、説明させていただきます。資料3ページの真ん中の、地図が3枚並んでいるところをご覧ください。この地図のうち一番下に、オレンジと黄色の部分、2色になっているところをご覧ください。この地図のうちほぼ全体が、今年の3月まで農振区域であり、5年に1回の総合見直しで、オレンジ色の部分は、山林化しているという理由で、農振除外がされた場所になります。今回、現地調査を行った場所は、このオレンジ色の場所になっております。この黄色い部分は、引き続き農振区域の場所として、事業所側からは、ここの黄色い部分も使わないと、事業の目的が達成できないと、いうことから、この黄色い部分の農振除外をするには、再生可能エネルギー法を使って、地域の皆さんと協議して理解を得ながら進めていくと、いう説明がございましたので、こちらは、農業委員会は、現況が山林にあたるかどうかを基準に判断させていただきたい、ということで、今回、申請を受け付けいたしまして、担当区域委員の方に判断していただきました。よろしく願いいたします。

議長

以前から、こういう話は皆さん、お聞きのことと思いますけれども、只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

環境課長

折角ですので、課長さんからもご説明をお願いします。

福島市につきましては、原子力に依存しない社会づくりと、震災被害を受けた地区ということで、原子力に依存しない社会づくりのための手段としまして、再生可能エネルギーの導入を推進してきたと、いうところがございます。その実施にあたりましては、自然環境ですとか、景観への影響とか、安全・防災についての地域の方々の方々の心配があると、いうのも実際でございます。それで、今回の、松川開パにつきましては、農山漁村再エネ法を活用して実施したいと、いうことで、法定協議会が立ち上がることとなります。協議会というのは、エネルギー部門や土木関係部門とかの学識経験者や、地元の農業委員、自治振興協議会の会長の方々ですとか、あとは、農業者とか農協の方、金融機関といった、様々な方が加わり、当然ここに事業者も入ります。そういった中で、十分に議論されて、合意形成が図られると、いう仕組みでございます。そういった事により、地元の方々の方が安心できるよう、環境課として考えていると、いうところがございます。以上です。

議長
19番

ありがとうございます。地元の農業委員さん、何かお話はありますか。

地元説明、このことに関しては2回ほどやっております。それで、反対は誰もおりません。あとはここに書かれているとおりなんですけれども、水害、まあ、大雨のときにどうするんだというような、もともと、水原は、インターチェンジの近くの集落で水害に悩まされた方々から、開パでソーラーをやった場合に、50年に遡っての水量を調べての結果を示された時、色々な気象条件の中の、100年に1回というような被害が出た場合はどうするんだとなって、一番そこが質問で集中的に出ました。反対者がいないのは、ここの開パの土地開発は、以前から色々な話が出て、この会社のその前の話の時にも、地元説明会を3回ほどやったんですけれども、まあ、開パにはソーラーができるんだらうと、いうのはみんな、考えてはいたところなんです。その災害の事に関してだけの質問があった、だけです、以上です。

議長
1番
議長
1番

ありがとうございます。みなさんの方から、それぞれ説明をいただきまして、ご意見、ご質問、ありましたらお願いします。

議長1番（発言を求める。）

1番（発言を許可する。）

こういう案件について、農業委員会の立場というのは、どういう立場にあるんでしょうか。どうしてこんな話をするのかと言いますと、いつも後追いでやっているんですね。もうずっと進行して、後戻りしないところまで行ってから、農業委員会で農地から除外してください、こういう話で。同じパターンだと私は思っているんですけども。だとすると、農業委員会というのは、形式だけ、少し意見をしてもらえばいいと、こんなふうにしかならないんです。私は、こういう案件については、いいか悪いかの判断もありますけれども、それ以前にこういう案件が出ているということを、農業委員会全体で、一度、議論しなければいけないと思っております。それは、この種の問題は、実はいろんな法律が関与しているんです。私も知らない、法律が関与しているんです。その法律との関係で、そちらの方はこういう状況ですから問題ありません、という話だけで、突然、例えば環境課の課長さんが来て、ご説明なさる。で、そういうものはやはり、判断する前に予め、私どもの方で勉強するなり、教えていただくなりの方が、与えられて然るべきだと私は思っておりますが、いかがなものでしょうか。

農地係長

議長（発言を求める。）

議 長
農地係長

事務局（発言を許可する。）

只今、立場的に審査が後追いで、形式的になっている、そういったご意見だと思います。どの時点で皆様の方にご説明するかというのも、なかなか判断がつかない部分もあるんですが、今回の松川開パの案件に限りましては、何年か前から話が出ていまして、本来ならばもう、事業者の説明では、工事が半分終わっているくらいの進捗状況だと思うんですが、その事業者側の都合で、事業が遅れてきておりまして、その遅れているのを挽回するために、はじめは事業地全体を、再エネ法を使って議論をして、みなさんの理解のもとに行いたい、ということが、先に工事の手続きをできる部分から始めたいということで、ちょっと方針が変わりまして、今回、農地か農地ではないかという判断をして、非農地証明を受けてそこについては事務手続き上先に進めたいと、いうことです。全体的な進め方については、再生可能エネルギー法の協議会で、事業の進捗について、いろんな協議をさせていただけると、いうことでして、そこの話が進まない限りは、目に見えるような形では、着工はしないという説明も受けておりまして、今回については、非農地証明という形では出しますけれども、事業の、工事そのものについては、ある程度協議で、地元の方との協議が整ってから進めたいと、いうことで説明は受けております。

他の案件でも、どの時点で話がオープンにできるかというのは今後、相談させていただきながら進めたいと思いますが、各区域の方には、相談が出て、その中に農地が入っている場合は、できるだけ速やかに、皆さまに情報提供をして、相談させていただきたいと考えております。

1 番
議 長
1 番
農地係長

議長1番（発言を求める。）

1番（発言を許可する。）

関連で。事業費の償還は、完了しているんですか。

こちらについては福島県の事業で開発した開拓区域になっておりまして、事業は多分、昭和45年くらいから始めたということで、事業についてはもう、完了していますし、当然、農地の区分としても、基盤整備とかこういった整備が終わって8年間については、こういった転用は認められない場所なんですけれども、今回、農振の除外を行いまして、ここについては事業が、場合によっては進められる。あと今、農振がかかっている場所、先程見ていただいたその黄色い部分、そちらについても、事業者側からは、除外の申請は今後来るものと考えております。なので転用可能な場所ということになります。

議 長
事務局長
議 長
事務局長

よろしいですか。

議長（発言を求める。）

事務局長（発言を許可する。）

今、1番の委員からお話をいただいたところですが、区域協議会あるいは総会の場で、各委員の皆さんが判断するにあたって困らないようなやり方を考えようと、6月以降、少しずつやってきたところであります。今回は、各区域協議会においては、事業内容説明だったり、あるいは、説明会についての情報提供をしたりとか、現地の確認をやっていただいて、今日の、この場にたどり着くことができた、という状況であります。そういった状況の中で、1番の委員からお話が合ったのですが、例えば、一度、議論すべきというお話をいただいたわけですが、これは議論というよりは、事前の勉強会、そういった機会があれば、ということのかなと思いましたが、そういった解釈でよろしいでしょうか。

- 1 番 そうです。話が突然出てくる前に、案件として、何か我々が承知する時間があってもいいんじゃないかと。そうでないと、いろいろな事を、自分でも意見を述べるにも述べきれないんですよ。
- 事務局長 事前の勉強会というものが必要だと。
- 1 番 事情、内容を知らせてほしい。
- 事務局長 具体的に勉強会の中身はどういったものを想定されますか。
- 1 番 例えばこういうふうに突然出てきたときに、いろんな法律が関与しているはずなのに、もう、一定程度進行してしまっているんですよ。後に戻れないんです。だから、自分で、議論をすることによって、いい悪いの判断は別に置いて、それは正式にやることですから、その前段として、やっぱり1回ですね、あの法律はどうなっているのか、この法律はどうなっているのか、現場はどうなっているのか、というような、総合的な、意見交換ができる場があってもいいのではないんですかね。
- 事務局長 わかりました。例えば、この場でそういった疑問点があるとするならば、1番の委員から、質問等々を出していただければいいんですけれども、そういうことも困難だと、いうことですか。
- 1 番 皆さんが内容を承知しているのであれば、私は構わないですよ。当日、突然出て来ていいと思うんですけれども、私自身も知りませんし、知っている人は知っているかもしれませんが、委員会の総意として判断するんですよ。委員会の総意として判断するにあたっての担保されるべき内容が、わからない。こういったペーパーを出されて、説明を簡単に受けます。これを見ますと、もう、一定程度進んでしまっているんです。農地の問題もそうですし、現場の問題も、少し工事が入っているんでしょう。だったらもう、後戻りできないですよ、実際。なんで工事までできるのか私、不思議でしょうがないんですけれども。少なくともそれが入る前には何らか、教えていただかないと、困ると思うんですけれどもいかがですか。
- 事務局長 わかりました。そうすると、そういった詳細な情報も必要だと、いうことですね。
- 1 番 私はそう思いますけれども、いいとか悪いとかというのは、全体で、総会で、議論すればいいんですよ。議論する材料を与えられていないんです。はっきり言いまして。
- 事務局長 はい。今回、皆さんの判断を安心して、判断いただけるような仕組み、やり方を考えてきたところではありますが、区域協議会対応はさせていただいたところではありますが、総会については、皆さんの判断をしていただくような、そういった勉強会の場は、設定していないので、それはちょっと、考えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。
- 1 8 番 議長18番（発言を求める。）
- 議 長 18番（発言を許可する。）
- 1 8 番 飯坂支所でやった時、吾妻開パ問題が出てきて、今の意見と同じことを私は申し上げたつもりですよ。大きな面積になった場合、水害の問題があるんだかないんだか、農業委員としては判断材料が無いということを、私は24回だったか23回だったかの総会で、申し上げたはずなんです。別段、全員が行く必要はないんですから、やっているところがあれば、役員だけでも行って、調査するとか、何かするべきではないかと言ったはずなんですけれども。その時、委員会を開きますとか、役員会で検討しますとか、言っていたではないですか。全員でやるのが難しいので、役員だけでも、どこかへ行って見てくるとか、調査に入ってもら

議長
事務局長

いたいと申し上げたんですけど。

事務局長。

ありがとうございます。24回のときにお話をいただいて、いきなり出されたのでは困るというお話がありました。それを受けて、区域協議会、あるいは総会の場で、皆さんが安心して判断できるようなシステムをこれから作っていきますと、というような回答をさせていただきました。それ以降、その仕組みというものを内部で検討して、こういった太陽光発電の事案があった場合については、通常区域協議会を開催する前に、勉強会、あるいは現場を確認するような区域協議会を設定して、やると、そういったシステムを作ってまいりました。今回は、そういったシステムを使った上での議案の提出、というところまで、持ってくるのができたかなと。ですが、総会の場においては、あまりにも、情報が少ないのではないかと、突然出されても、という話はいただきましたので、総会の場で、改めて皆さんの判断をいただけるような、そういった仕組みについては、再認識いたしまして、当然やっていくべきことであると、というようなお話を聞きましたので、全く失念していると、ということではございませんので、大変申し訳ないんですが、ご理解いただければと思います。以上です。

9 番
議長
9 番

議長9番（発言を求める。）

9番（発言を許可する。）

私は水原というところに1度しか行った事はありません。県の会長がいらっしゃった時に、一度お家を訪問したことがあるんですが、この地図を見て、そのどこにあたるのか、一生懸命考えてみたんですが、私にはわかりません。あの水原地域の中で、今まで、農業が再生されるように、どういう方法をとって今まで来たのか。農業委員会は本来、そういうところにあるんだと、いうふうに思うんですが、それが、何回も立て直し、立て直しやってきて、やっぱりここは駄目だったというふうに、地域の住民の方々がみんな納得し、誰も反対する人がいない、ということであれば、止むを得ないと、思うかもしれませんが、私は、十何年前に訪問したとき、その時、会長さんの前の田んぼは、ブルーベリーのような、ナツハゼを一生懸命栽培して、商品化をして、産地にするんだというふうに会長は熱っぽく話されておりました。そこは、私が見る限り、今あそこが山林になっているんだとしたらこれは参ったんですが、なかなかいい所で、ここはいい所だなというふうに思ってあそこに立って来た記憶があるんです。現況山林になっている所を非農地にするということであれば、これはやむを得ないかもしれないけれども、農地の真ん中からと言われると、私はすぐに賛成とは言えない。それが、第1番目は、現地の今の状況が、この中で松川の委員さんに任せているシステムなのはわかるんですが、こんな大きな問題を判断するときは、後々色んなことがあるわけですから、農業委員会の、参加できる人がちゃんと現地に立って、把握すべきだというふうに思います。この地図では、把握できない。いくら分かりやすく見ても、畑に入ってみないとわからないんですよ。それを私たちは、農業しているからよくわかる。地図を見て想像しろと言われてもわからない。この写真を見ても、どこの角度から見て、同じ角度ですと言われてもわからない。そういうことがあるので、これからある何か大きな問題については、みんなができる限り現地に立って、見る、判断をする、それでそこで、今までどういうふうに農業振興が図られてきたのか、というようなことをきちんと学んで、その上で、どうにもならないんだというふうな判断をすべきではないかなというふうに思います。全く私は水原開パに住んでいないので何とも言えないんですが。

議 長 事務局。

農地係長 確かに、現場をまずご覧いただくという意見もございましたので、改めてこちらの、今後の、事業が進む中で、農振除外とかの手続きがこれから出てくるわけなんです、そういった機会を利用して、ちょっと時間を設けて、現場を事業者なりに案内してもらい機会も設けたいと思っておりますが、そんな形でよろしいでしょうか。

18 番 議長18番（発言を求める。）

議 長 18番（発言を許可する。）

18 番 私たちがやっているのは、山林か農地かの判断は、見て、これは山林だというふうに判断したわけです。さっき地元の委員が言ったように、洪水の問題とか、その他の環境の問題、については、全然わからないわけですから。要するに、この頃松川町の田んぼを作っても、水の大騒ぎというのは去年は干ばつであったんですけども、今年なんかはいいと。たいした雨も降らないのに水騒ぎもしない。開パが山になったから、やっど昔の自然に戻ったのかなと。前に開パをやっていたときは、水が安定しなかった、ということなんです。今回また山を剥いて、パネルを設置した場合、やっぱり下の農家とすれば水の問題が心配、洪水か水不足の問題があるから、大規模にやった所で、どういうことが起きているのかということを知りたいというだけであって。やることによって、環境がどう変わっていくのかということが知りたいだけであって。反対も賛成もないわけです。ただ、ここはもう山なんだから、畑には戻らないよと、いうことは、調査して、申し上げるだけであって。ただそこらへんが知りたいだけであって、農業委員がそこまで口を突っ込むなどと言われると困ってしまうんですけども。判断はします。

24 番 議長24番（発言を求める。）

議 長 24番（発言を許可する。）

24 番 議案第6号についての審議の最中だと思うんですが、今、18番の委員がおっしゃったとおりで、議案第6号に関しては、荒廃している農地なのか否かということ判断すればいいだけで、その先に関しては、スケジュールについても、どこまで来ているのか、説明した方が細かい法律とか、関連する水対策については、私たちは専門性はありませんので、6月の吾妻開パの時もそういうふうにも申し上げたと思うので、議論の中身についてスケジュールもきちんと説明をして、ご理解をいただかないと、一人ひとり、こういう事案が出たときに、農業委員全員で現地調査をすると、いうことになってしまいかねないので、今回、議案第6号の判断については松川区域が担当なので、担当の委員さんが現地に足を運んで、判断をした事を尊重しなくてはいけないと思いますので、その辺のことを配慮しながら事務局にもお願いしたいと思います。

議 長 はい、それぞれ色々、ご意見が出たところなんですけれども、荒廃農地の判断について、ご意見、ご質問、ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

1 番 議長1番（発言を求める。）

議 長 1番（発言を許可する。）

1 番 この2ページの下に、書いてある言葉、米印の上ですね、まず。農業委員会では農地の荒廃程度がAであっても、Aというのは再生可能ですね、であっても、将来、農業上の利用の促進を図る農地または農地以外に活用調整する土地が、該当しなければ非農地と判断する、こ

れ、今までこういう事を、対応して来ましたか。今までの非農地判断と違うような気がするんですけども。

農地係長 議長（発言を求める。）

議長 事務局（発言を許可する。）

農地係長 只今、1番の委員さんから、質問いただいている場所は2ページの、上から3行目の、農業委員会では、のくだりの部分でございます。まず、農地か非農地かの判断なんですけど、まず、現況が山林になっているような場合、というのは、もう農地にはあたらない部分ということになります。たとえば、全体的に山林化しているんですけども、中には、120haのうちの500㎡くらいが耕作できる場所だったと、いう場合ですね、それではそこを農地と判断すれば、そこは農業上の活用をこれからもしていく場所だというふうな判断になりますので、そこは誰も、耕作しない、耕作するにしても、著しく生産性が低いと、判断される場合は、まとめて非農地と扱うことと、いうことで、非農地の判断の方法は、県の方から示されているところなんです。ですので、今回はその基準に基づきまして、全て非農地化が適当ではないかと、というような判断をしていただいたという経過でございます。

議長 よろしいですか。

1番 じゃあ、ここは再生がなかなか難しいという意味合いが強いんですか。再生可能な農地にするのは難しいと、いう意味合いのことを今、おっしゃったんですか。

農地係長 はい、そのとおりです。

1番 わかりました。

議長 それでは、だいが意見が出尽くしたと思いますので、農業委員会の判断をしていきたいと思っております。ご意見ご質問、ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお知らせいたします。

議長 ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、議案第6号 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る農地の判断について、整理番号1番から65番の65件、原案のとおり決定いたします。

農地係長 次に、報告を事務局よりお願いします。

農地係長 議案書18ページ、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番の1件、区域番号2番、整理番号2番から4番の3件、区域番号3番、整理番号5番及び6番の2件、区域番号4番、整理番号7番の1件、区域番号6番、整理番号8番の1件、19ページ、区域番号7番、整理番号9番の1件、以上9件について、記載内容の受理を行っております。

農地係長 議案書20ページ、報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番の1件、区域番号2番、整理番号2番の1件、区域番号6番、整理番号3番の1件、区域番号7番、整理番号4番の1件、以上4件について、記載内容の受理を行っております。

農地係長 議案書21ページ、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、区域番号2番、整理番号3番か

ら22ページ、8番までの6件、区域番号4番、整理番号9番及び10番の2件、23ページ、区域番号5番、整理番号11から13番までの3件、区域番号6番、整理番号14番及び15番の2件、24ページ区域番号7番、整理番号16番から18番までの3件、以上18件について記載内容の受理を行っております。

議案書25ページ、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について、区域番号5番、整理番号1番の1件について記載内容の受理を行っております。

議案書26ページ、報告第5号、民事執行法による売却に係る照会に対する回答（調査結果）について、区域番号4番、整理番号1番の1件について、記載内容の回答を行っております。

27ページ、報告第6号、地目変更登記に係る照会に対する回答（調査結果）について、区域番号4番、整理番号1番の1件、区域番号5番、整理番号2番の1件、以上2件について、記載内容の回答を行っております。報告は以上です。

議 長 只今の報告について、ご質問等ございませんか。

〔質問等なし。〕

議 長 ご質問等ございませんので、以上で報告を終了します。

次に、行事報告及び予定につきましては、先に開催されました各区域協議会においてご報告いたしました。追加、変更等があれば、事務局より報告願います。

農地係長 特にございません。

議 長 その他、皆様からなにかございませんか。

〔その他、発言なし。〕

議 長 何もないようですので、これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを大宮職務代理よりお願いいたします。

会長職務代理 (会長職務代理より閉会の言葉)

慎重審議ありがとうございました。これで、第26回総会を終了いたします。

(午後16時30分)

令和元年8月16日

これは、福島市農業委員会第26回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人4番 _____

議事録署名人16番 _____